

治山事業請負契約書（案）

- 1 事業名

治山事業(植付外2)請負
- 2 履行場所

鹿児島県日置市
堀川国有林73と林小班外14
別冊 図面のとおり
- 3 事業内容

植付作業0.47 ha
- 3 事業内容

下刈作業0.78 ha
- 3 事業内容

除伐作業7.75 ha
- 3 事業内容

計9.00 ha
- 4 事業期間

自 令和〇年〇〇月〇〇日（契約締結日の翌日）
至 令和8年2月27日
- 5 作業仕様書

別冊、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額

金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇, 〇〇〇円也）
- 7 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（選択されるものは〇印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 事 項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約事項

(1) 別紙、特記仕様書のとおり

(2) 使用材料は、別紙、請負使用材料規格内訳書のとおりとし、請負者が購入するものとする。

上記請負事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 香月英伸と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）住所 鹿児島県鹿児島市浜町12-1
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 香月 英伸

請負者（乙）住所 〇〇県〇〇〇〇
〇〇林業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

〔注〕請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 〇〇共同事業体

代表者	〇〇林業株式会社
住所	〇〇県〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇県〇〇〇〇 〇〇林業株式会社
住所	〇〇県〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇県〇〇〇〇 〇〇林業株式会社
住所	〇〇県〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

作業内訳書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
植付	73と	普通方形植	0.47		0.47	契約締結日 の翌日から	令和8年 2月27日	抵抗性 クロマツ	1,200本	郡山
小計			0.47	0.00	0.47					
下刈	68ろ	全刈(3)	0.03		0.03	契約締結日 の翌日から	令和7年 8月29日	—	—	郡山
〃	68ろ3	全刈(3)	0.03		0.03	〃	〃	—	—	〃
〃	69い	全刈(3)	0.36		0.36	〃	〃	—	—	〃
〃	73い2	全刈(3)	0.21		0.21	〃	〃	—	—	〃
〃	73り1	全刈(3)	0.14		0.14	〃	〃	—	—	〃
〃	73り2	全刈(3)	0.01		0.01	〃	〃	—	—	〃
小計			0.78	0.00	0.78					
除伐	71ろ	全刈	1.97		1.97	契約締結日 の翌日から	令和8年 2月27日	—	—	郡山
〃	71は	全刈	1.55		1.55	〃	〃	—	—	〃
〃	72は	全刈	0.86		0.86	〃	〃	—	—	〃
〃	72に	全刈	1.34		1.34	〃	〃	—	—	〃
〃	72へ	全刈	0.88		0.88	〃	〃	—	—	〃
〃	73ぬ	全刈	0.55		0.55	〃	〃	—	—	〃
〃	73る	全刈	0.44		0.44	〃	〃	—	—	〃
〃	73る1	全刈	0.16		0.16	〃	〃	—	—	〃
小計			7.75	0.00	7.75					
合計			9.00	0.00	9.00					

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
 4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

別 紙

使用材料規格内訳書

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使 用 材 料 等			備考
					品名	品質規格	数量	
	73と	植付	普通方形植	0.47	林業用 抵抗性 クロマツ苗木	普通苗(鹿児島県) 根元径 7.0mm上 苗長 25cm上	1,200本	
		計		0.47			1,200本	

特 約 条 件

1. 下刈作業において、請負者が切損した苗木の切損率が、条件3に定める許容切損率を超える場合は、その超える率に対応した本数について、発注者は損害賠償を請求することができる。

賠償額は、別に定める賠償基準により計算した額とする。

2. 前項の賠償請求は、最終検査終了後3ヶ月以内に行うものとする。
3. 苗木の許容切損率はつぎのとおりとし、2回刈の場合は2回目終了後の累計切損率とする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
切 損 率	3 %	3 %	2 %	1 %

（注）林齢1年は、年度末植及び春植とするが前年の秋植も含むものとする。

以下、これを基準とした林齢による。

仕様書（１）

造林事業一般仕様書

- １．作業の実施に当たっては誠意を旨とし、仕様書、作業内訳書、作業予定表、図面にに基づき実施するものとする。
- ２．作業方法等の細部については監督職員の指示に従うこと。
- ３．仕様書及び図面等に疑義がある時は監督職員の指示に従うこと。
- ４．本作業に除草剤又は灯油を使用する場合の取扱い、並びに作業方法については、別紙、除草剤使用仕様書又は灯油使用仕様書によること。
- ５．本作業実施のため、支給を受けた場合の支給材料は、発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
- ６．本作業実施のため、物品を購入した場合は、購入物品（苗木、除草剤、薬剤、シカネット等）を発注者の定める様式により記番別に受払関係を時系列に記帳して使用状況を明らかにし、発注者又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
なお、作業が完了（一部完了を含む）し検査を請求する場合は、完了届と同時に発注者に提出すること。
- ７．作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
- ８．作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
- ９．作業が終了したときは、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
- １０．仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。

下刈作業仕様書

1. 作業方法等

（１）人力又は人力機械併用による下刈

ア. 全刈

全刈は、区域全面を刈払うこと。

イ. 筋刈

筋刈は、現地の状況に応じて等高線刈、又は縦列刈とし、刈幅は1 m以上とすること。

ウ. 坪刈

坪刈は、造林木を中心として、半径50 cm以上を刈払うこと。

（２）除草剤による下刈

除草剤による作業要領は、除草剤使用仕様書のとおりとする。

2. 作業上の留意事項

（１）刈払に当たっては、植栽木を損傷しないように注意すること。

（２）刈高は、植栽木の樹高の1／3以下の高さとするが、植付後1・2年の箇所は出来るだけ低く刈払うこと。

（３）刈払った雑草木等を植栽木に刈掛け、又は、覆いかぶせないよう注意すること。

（４）造林木に巻きついているつる類は、確実に根元を切断すること。

（５）刈払後は必ず見回り、刈払いもれがないようにすること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- （１）請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

2. 苗木の管理

- （１）検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。
- （２）仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。
- （３）仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。
- （４）仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて１本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。
- （５）樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。
- （６）仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地の周辺には排水溝を設けること。
- （７）苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

3. 苗木の小運搬

- （１）仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。
- （２）運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

4. 植付要領

（１）普通植栽

- ア. 植付地点を中心に、５０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径３０ｃｍ、深さ２５ｃｍを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の８分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）耕耘植栽

- ア. 植付地点を中心に、８０ｃｍ四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇

に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。

傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。

植穴は、直径40cm以上、深さ30cm以上とする。

- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

5. 作業上の留意事項

- (1) 植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根元が乾燥しないように注意すること。
- (2) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。
- (3) 植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。
- (4) 落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。
- (5) 植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。
- (6) 植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

6. 樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

7. 補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

8. 施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に8分程度土を入れたとき、苗木の根元から約15cm離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

9. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

10. 獣害防止ネットを設置する場合

- (1) 設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、発注者の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。発注者、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
- (2) 獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

11. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

ポット苗植付作業仕様書

1. 苗木の管理

- （１）乙は、甲の指定する樹種・規格のものを購入し、購入した苗木は監督職員と協議し、できるだけ植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管すること。
- （２）苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、外周を土、落葉等で覆っておくこと。
また、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

2. 植付要領

（１）ビニールポットの場合

- ア. 苗木は、ポットから取り出した形のままで植付ける。
- イ. 植付地点を中心に、30cm四方に地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
- ウ. 植穴は、直径、深さともポット形の上面直径、高さの2倍以上とする。
- エ. 植付に当たっては、植穴の底に腐植質の土壌を入れ、その上にポット形の底を密着させ垂直に据える。
- オ. 側方は、ポット形と植穴との間に空隙がないように土壌を入れる。
- カ. 踏付は、ポット形を潰さないように両手を使い、植穴の外周から内側に向けて体重を少しかける程度で押さえる。
- キ. ポット形の上面より1～2cm程度の高さが植付後の水平面となるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（２）ジフィーポットの場合

- ア. 苗木は、ポットから取り出さずにポットごと植付ける。
- イ. その他の植付要領は、上記2（１）イ～キに準ずる。

3. 作業上の留意事項

- （１）苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- （２）苗木の運搬及び植付の際は、ダンボール等の箱に入れて持ち運び、苗木が乾燥、又は損傷しないよう充分注意すること。

4. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

5. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

除伐、除伐２類及び保育間伐作業仕様書

1. 作業方法等

除間伐木は、植栽木の生長を阻害しているもの及び、今後障害となるおそれのあるもの並びに存置する価値のない植栽木を除間伐し、植栽木の生長を促すものとする。

- （１）伐採の高さは、植栽木の生長助長並びに広葉樹の萌芽抑制等の除伐の目的を損なわない程度（概ね１ｍ）とする。
- （２）伐採の際に植栽木を損傷しないよう注意すること。
- （３）造林木に巻きついたつるは根元を切断し、植栽木の生育を阻害するおそれのないように処理すること。
- （４）伐除した雑灌木等で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるかかり木は、引き落としておくこと。
- （５）除草剤又は灯油によるつる枯殺と同時に行う場合は、別紙、除草剤使用仕様書及び、灯油使用仕様書に留意すること。

2. 留意事項

- （１）自然に進入した天然性の有用樹は、監督職員の指示を受け植栽木の欠損している箇所では重点的に保残すること。特に、ケヤキ、ヤマグワ等の天然性の貴重樹は、極力保残すること。
- （２）請負者が選木する場合の除間伐では、主として被圧木、枯損木、曲がり木等将来成林の見込みがないものから選木し、選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないよう選木すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特 約 事 項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

A S Fは、A S Fウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

A S F対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

令和7年度 治山事業（植付外2）請負箇所位置図兼実測図

作成者：農林水産技官 松元 正三郎

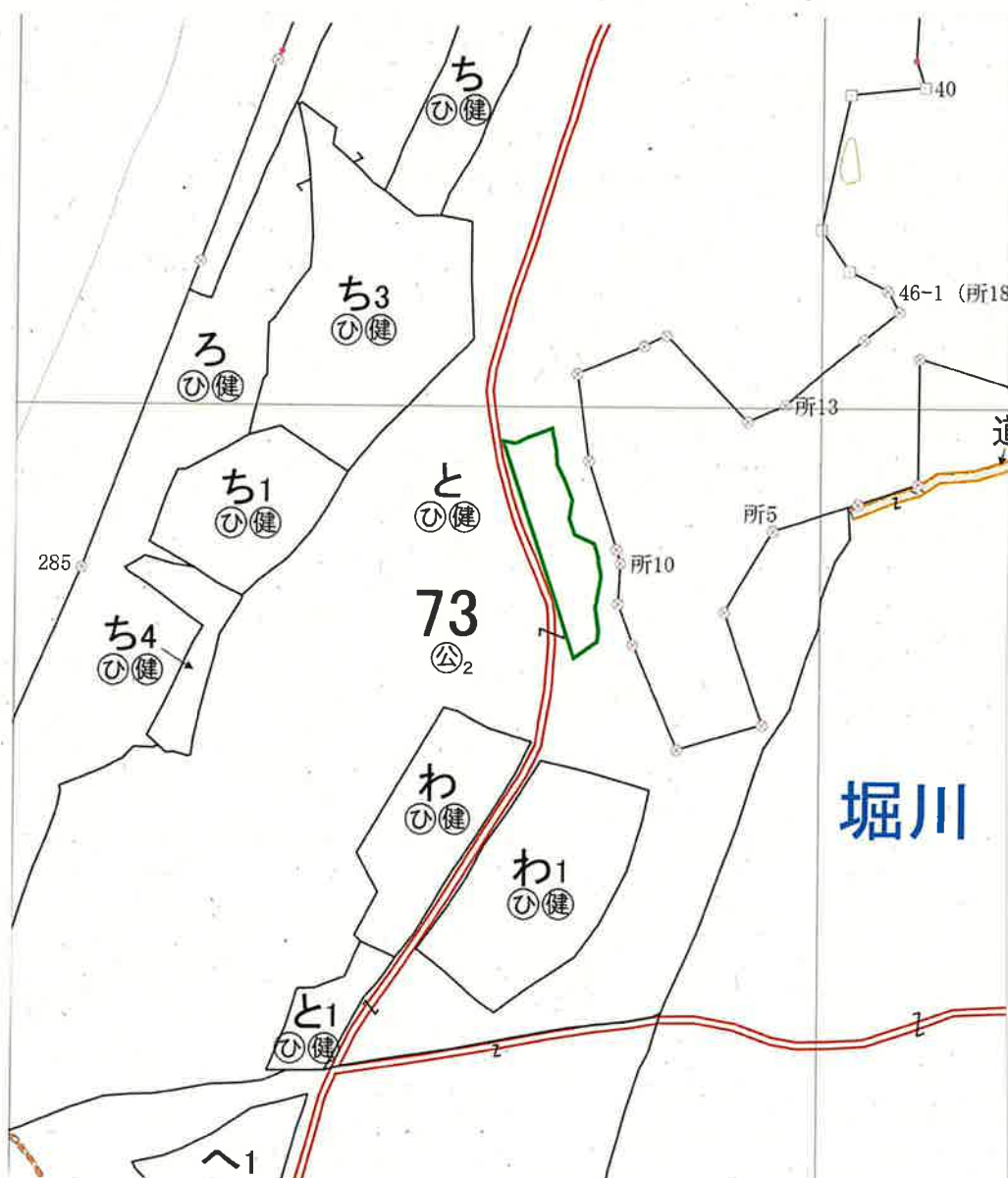
凡例

 植付区域

 除 地

 林道・県道等

記番	作業種	林小班	区域面積	控除面積	請負面積	作業区分
	植付	73と	0.47		0.47	全刈



令和7年度 治山事業（植付外2）請負箇所位置図兼実測図

凡例

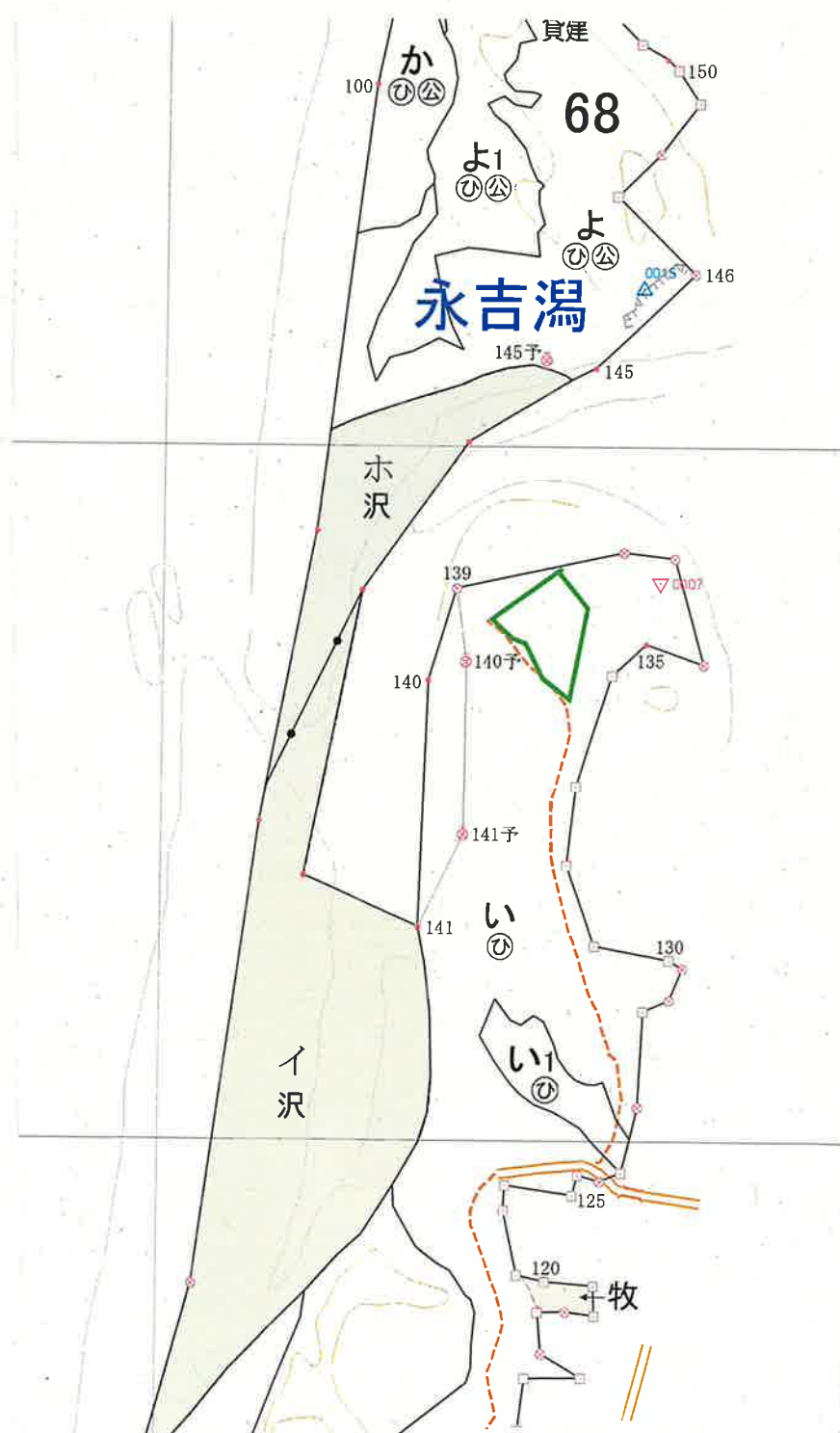
 下刈区域

 除地

 林道・県道等

作成者：農林水産技官 松元 正三郎

記番	作業種	林小班	区域面積	控除面積	請負面積	作業区分
	下刈	69い	0.36	0.36	0.36	全刈



令和7年度 治山事業（植付外2）請負箇所位置図兼実測図

作成者：農林水産技官 松元 正三郎

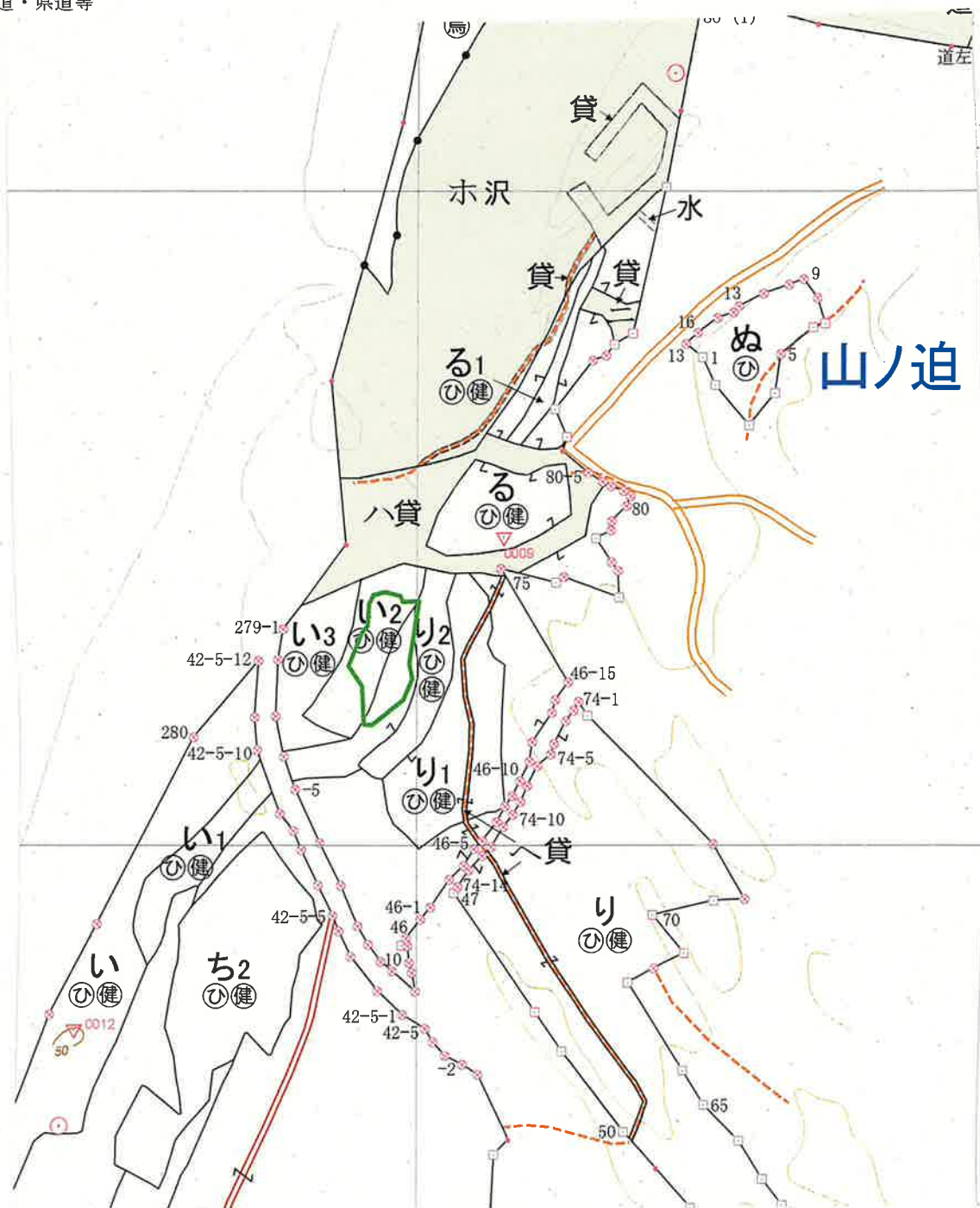
凡例

 下刈区域

 除 地

 林道・県道等

記番	作業種	林小班	区域面積	控除面積	請負面積	作業区分
	下刈	73い2	0.21		0.21	全刈
	下刈	73り1	0.14		0.14	全刈
	下刈	73り2	0.01		0.01	全刈



令和7年度 治山事業（植付外2）請負箇所位置図兼実測図

作成者：農林水産技官 松元 正三郎

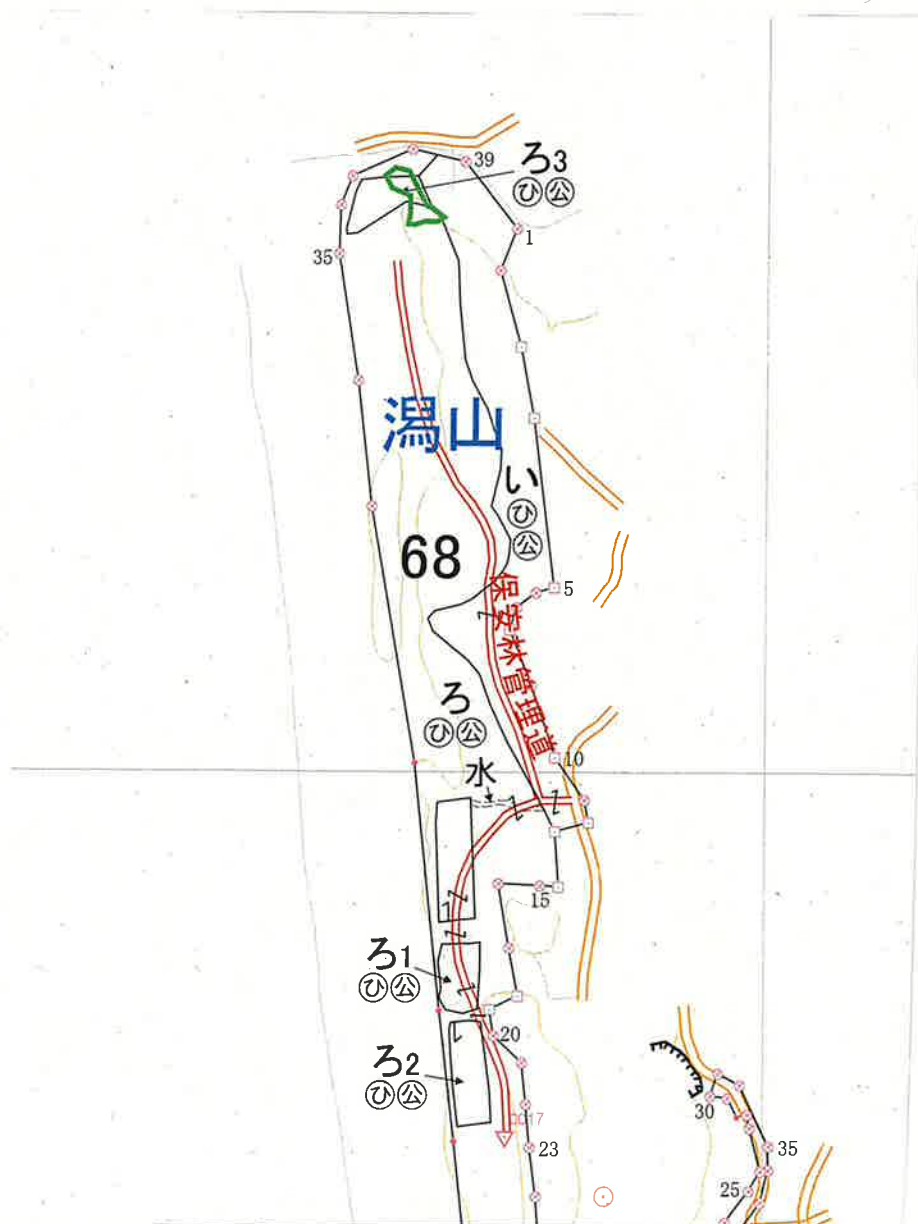
凡例

 下刈区域

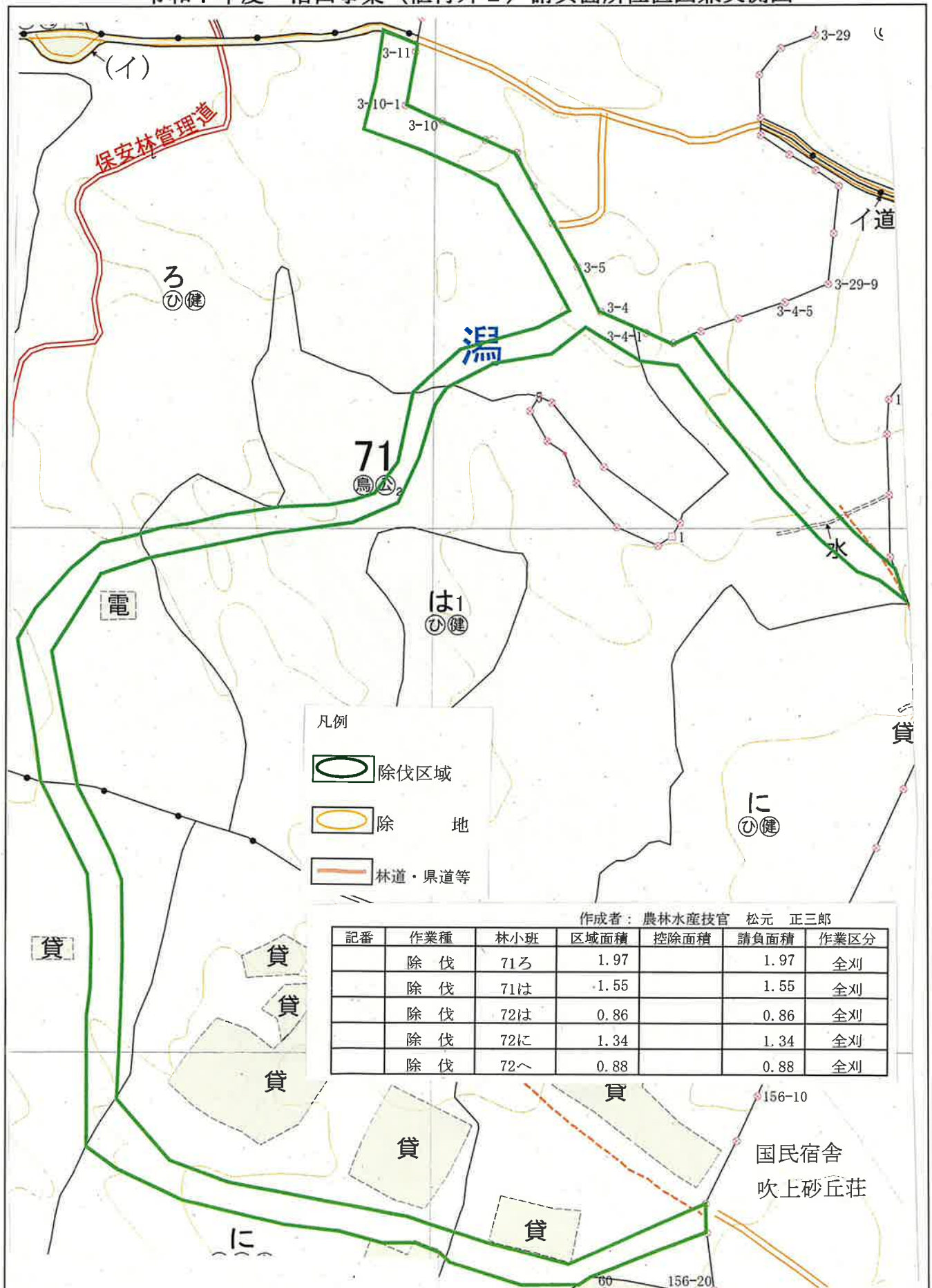
 除 地

 林道・県道等

記番	作業種	林小班	区域面積	控除面積	請負面積	作業区分
	下刈	68ろ	0.03	0.00	0.03	全刈
	下刈	68ろ3	0.03	0.00	0.03	全刈



令和7年度 治山事業（植付外2）請負箇所位置図兼実測図



令和7年度 治山事業（植付外2）請負箇所位置図兼実測図

作成者：農林水産技官 松元 正三郎

凡例

 除伐区域

 除 地

 林道・県道等

記番	作業種	林小班	区域面積	控除面積	請負面積	作業区分
	除 伐	73ぬ	0.55		0.55	全刈
	除 伐	73る	0.44		0.44	全刈
	除 伐	73る1	0.16		0.16	全刈

